

不動産鑑定士または不動産鑑定士補の死亡等の届出

手 続 名	不動産鑑定士または不動産鑑定士補の死亡等の届出
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第１９条
手続対象者	不動産鑑定士または不動産鑑定士補が次のいずれかに該当することとなったときに以下のそれぞれの者 ・死亡したとき――>相続人 ・法第１６条第２号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当するに至ったとき――>本人 ・法第１６条第３号（禁錮以上の刑に処せられた者でその執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から３年を経過しない者）に該当するに至ったとき――>本人 ・法第１６条第４号（公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から３年を経過しない者）に該当するに至ったとき――>本人 ・法第１６条第７号（精神の機能の障害により鑑定評価等業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）に当たったとき――>法定代理人または同居の親族
提出時期	その日（死亡の場合にはその事実を知った日）から３０日以内に提出してください。
提出方法	届出書を下記の提出先の窓口に提出してください。
手 数 料	なし
添付書類・部数	戸籍抄本など当該事実を証する書面を届出事項に応じて適宜添付してください。 ※原本 ○部数は、１部提出してください。
申請書様式	不動産鑑定士（補）死亡等届出書 なお、届出書の宛先名は、住所地为管轄する下記の地方整備局等〔＊１〕の長となります。
記載要領・記載例	・業務に従事する不動産鑑定業者に関する事項欄は、なければ記載を要しない。
提 出 先	住所地のある都道府県を管轄する地方整備局等の不動産鑑定事務担当課へ提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省不動産・建設経済局土地経済課鑑定評価指導室
審査基準	なし
標準処理期間	なし
不服申立方法	なし

申請書の宛先となる地方整備局等及び登録免許税納税機関の名称等

住所地の都道府県名	提出先方整備局等〔＊１〕
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局